

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

キャリアアップ助成金が変わりました 変更点の概要(平成28年4月1日改正分)

当助成金の申請には、事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。

これまでの6コースを3コースに整理統合

- ① 正規雇用等転換コース
- ② 多様な正社員コース
- ③ 人材育成コース
- ④ 処遇改善コース
- ⑤ 健康管理コース
- ⑥ 短時間労働者の週所定労働時間延長コース



- ① 正社員化コース
- ② 人材育成コース
- ③ 処遇改善コース
 - a 賃金テーブル改定
 - b 共通処遇推進制度
 - (1) 健康診断制度
 - (2) 賃金テーブル共通化
 - c 短時間労働者の労働時間延長

正社員化コース

- 廃止** 正規雇用労働者の短時間正社員への転換又は短時間正社員の新規雇い入れを実施した場合の助成を廃止。
- 拡充** 平成28年3月31日まで暫定的に拡充していた助成額等を恒久化。

処遇改善コース

- a 賃金テーブル改定 **(一部拡充)**
 - すべての賃金テーブル改定 → 一定の人数区分で助成額を定額化
30万円(20万円)～3万円(2万円)×人数
 - 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 → 一定の人数区分で助成額を定額化
15万円(10万円)～1.5万円(1万円)×人数
- b 共通処遇推進制度 **(一部廃止) (一部新規)**
 - 法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施
 - 1事業所当たり40万円(30万円)
 - ただし、生活習慣病予防検診の制度は対象外
 - 共通の賃金テーブルの導入・適用 → 1事業所当たり60万円(45万円)
- c 短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長 **(拡充)**
 - 1人当たり20万円(15万円)
 - 1年度1事業所当たり15人が上限

すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

詳細はこちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
(厚生労働省)